



上勝中学校

「いじめ防止基本方針」

(平成 31 年改訂版)

p 1 ~	学校いじめ防止基本方針
p 6	学校いじめ防止プログラム
p 7	重大事態への対応マニュアル

上勝中学校「いじめ防止基本方針」 (改訂版)

1 いじめ防止のための基本的な方針

(1) いじめに対する基本理念

～いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)基本理念～

- いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、児童生徒が学校教育活動全体を通して生活し、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめられた児童生徒の心身に及ぼす深刻な影響等いじめの問題に対して児童生徒の理解を深める。
- いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、家庭地域住民その他の関係者の連携の下、社会を挙げていじめ問題を克服することを目指す。

(2) いじめの定義

～文部科学省平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(平成25年5月)及び「いじめ防止対策推進法(平成25年6月28日公布)」より～

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(3) いじめの防止等に関する基本的な考え方

～いじめの防止・いじめの早期発見・いじめへの対処・地域や家庭との連携・関係機関との連携～

- 児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うこと。
- 全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めること。
早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知すること。
- いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保すること。組織的な対応を行うこと。
- 家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図ること。
- 学校関係者と地域、家庭と連携すること。
学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築すること。
- 十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警察、児童相談所等)との適切な連携が必要であり、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者との情報共有体制を構築しておくこと。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- (ア) いじめはどの生徒にも起こりうることを踏まえ、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止に努める。
- (イ) 学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自尊心など、心の通う人間関係を構築する能力を養う。
- (ウ) いじめの問題への取組の重要性について、保護者並びに地域住民その他関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

② いじめの早期発見

(ア) いじめの調査

いじめの早期発見のため、在籍する生徒に対する定期的な調査を年間3回（各学期1回）実施する。

(イ) いじめ相談の体制

生徒及び保護者がいじめに対する相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- ・スクールカウンセラーの活用(全生徒とのカウンセリングの実施)
- ・電話相談窓口等の周知

(ウ) 生徒観察の徹底

- ・休み時間・授業中・昼休み・保健室での関わり
- ・ふれあい活動(パトロール)を徹底し、常に教師が生徒とともにいる状況をつくる。
- ・教職員、学校生活指導員、スクールカウンセラー、SSW等あらゆる立場から、生徒観察を行う。

(エ) 個人面談の実施

- ・担任・副担任との定期・不定期の個人面談の実施
- ・スクール・カウンセラーと全校生徒による、個人面談の実施

(オ) 保護者との連携

- ・個人面談での聴き取り
- ・平時よりの関係づくり

(カ) 生徒指導部会での共通理解

- ・月1回生徒指導部会を行い、情報交換を行う。
- ・職員会で全職員による共通理解(同一歩調)

(キ) いじめの防止等のための資質向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

③ インターネット、SNS等を通じて行われるいじめに対する対策

- ・生徒及び保護者が、インターネット・SNS等を通じて発信された情報の特性を踏まえて、インターネット、SNS等を通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように必要な啓発活動として、情報モラル講習等を行う。
- ・技術科の授業を中心に、コンピュータやタブレット使用時の注意点やモラルを徹底した上で、授業で機器を活用する。

※いじめについては「積極的認知」を行う。

(2) いじめの防止等のための措置

① 「いじめ問題等対策委員会」の設置

いじめの防止等を効果的に行うため、次の機能を担う「いじめ問題等対策委員会」を設置する。

〈構成員〉

校長, 教頭, 教務主任, 生徒指導主事, 特別支援教育コーディネーター, 養護教諭, 担任, スクールカウンセラー, スクールソーシャルワーカー

〈活 動〉

□問題発生時

- ・ **緊急いじめ対策会議**の開催
- ・ 緊急性, 重大性の判断
- ・ 情報の確認, 情報収集
- ・ 役割分担の明確化
- ・ 対応方針の決定

□平常時

- ・ 年間指導計画, マニュアルの作成
- ・ 実態把握(調査)計画
- ・ 校内研修の立案
- ・ 保護者, 地域への啓発・連携
- ・ 関係機関との連絡調整

② いじめに対する措置

- (ア) いじめ(いじめと思われる事案)を認知したときは, 直ちに毅然とした態度で, その行為をやめさせ, 指導する
- (イ) すべての教職員は, いじめ(いじめと思われる事案)を認知したときは, 直ちに管理職・生徒指導主事に報告する。
- (ウ) 校長はいじめ(いじめと思われる事案)を把握した場合は, **いじめ問題等対策委員**による, **緊急いじめ対策会議**を直ちに開催する。

〈注意事項〉

- ※1 事案がいじめかどうかを, まず判断するのは, 発見した教職員個人ではない。**緊急いじめ対策会議**において, **いじめ問題等対策委員**が判断する。

つまり, いじめと思われる, またはいじめの可能性のある事象があった際は, 絶対に個人で判断せず, 必ず上記の②(イ)(ウ)に基づき, 緊急いじめ対策会議を開催する。

- ※2 最終的に, いじめかどうかを判断するのは, **いじめられた本人と保護者**である。

- ※3 いじめが疑われる事例が起こったときの報告順

- | | |
|----|----------------------------|
| 例1 | ・発見者→生徒指導→教頭→校長→対策会議の開催 |
| 例2 | ・生徒指導不在時 発見者→教頭→校長→対策会議の開催 |
| 例3 | ・生徒指導・校長不在時 発見者→教頭→対策会議の開催 |

- (エ) 指導は組織的対応で行う。

- ・ 被害者対応
- ・ 加害者対応
- ・ 保護者対応
- ・ 集団(学級・学校・部活動など)対応

(オ) 事案によっては関係機関との連携を図る。

- ・上勝町教育委員会
- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・徳島中央こども女性相談センター児童相談所(088-622-2205)
- ・小松島市青少年健全育成センター(0885-32-1398)

(カ) 被害者の心のケアを図る。

- ・担任
- ・スクールカウンセラー
- ・養護教諭等
- ・学校生活指導員
- ・スクールソーシャルワーカー

③ 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

社会性や規範意識、思いやりなどを育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を行う。

④ 生徒の主体的な活動の推進

生徒会において、校内におけるいじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動や、お互いに悩みを聞き合う活動等、生徒の主体的な活動を推進する。

⑤ いじめ防止等の対策のための組織づくり

全教職員が、生徒一人一人に対してきめ細かく対応できる環境を整備する。また、心理カウンセラーや福祉の専門家、その他教育関係者の活用を推進する。

学校いじめ防止プログラム

(生徒指導計画)

1. 方針 生徒一人一人に寄り添った積極的な指導を徹底する

2. 重点目標

- ① 生徒・保護者との信頼関係を基盤とした積極的ないじめへの対応と生徒指導の推進に努め、学校全体で組織的な指導体制を確立し、常に危機管理意識を持っていじめ及び問題行動等の早期発見・早期解決に努める。〔報告・連絡・相談・確認・記録の徹底〕
- ② いじめ等の問題行動や不登校については、全教職員が危機意識を持ち、共通理解のもと、未然防止・早期発見・早期対応に努める。
- ③ 不登校生徒の心に寄り添う実践の中で生徒の様子や家庭の状況等を話し合い、生徒が登校しやすい状況を組織的に展開していく。また、日頃から全ての生徒に配慮したきめ細かな教育を推進する。
- ④ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど専門機関と連携を図り、組織的に情報交換を行う。
- ⑤ 基本的な生活習慣(特に挨拶の励行)の定着を図るためにあらゆる機会を通して、その大切さや必要性に気付かせ、それを身につけて行動できる生徒の育成に努める。
- ⑥ 生徒のわずかな変化を見逃さず、適切な対応がとれるよう全校体制による教育相談を一層充実する。
- ⑦ 自分の能力や適正、可能性を理解し、将来の夢や希望の実現に向けて自ら進路選択できるよう発達段階に応じて自己肯定感を育む指導を充実する。
- ⑧ 生徒一人一人が「成就感」や「存在感」を得られるような学年の創造(学級経営)。
- ⑨ 生徒会活動、集会等の場を通して、意図的に自分の思いを伝えたり表現したりする場を設け、自己表現力を育成するとともに、他者理解を深め、望ましい人間関係の育成を図る。
- ⑩ 朝自習やエクストラスタディー等の生徒のみで学習する活動に際しては、問題行動の未然防止の観点から、速やかに読書・学習の準備を行い、無言で取り組むことを徹底させる。
- ⑪ 休み時間においては、生徒理解のためにも校内外の巡視を全職員が組織的に行う。

3. 年間指導計画

4月	学校基本方針の共有、指導体制や指導計画の周知、基本方針の公表(HP) 家庭訪問での聞き取り、生徒指導の共通理解
5月	生徒指導の共通理解、いじめアンケート
6月	家庭教育学級、生徒指導の共通理解
7月	学校評価アンケート実施・分析、人権意見発表会、薬物乱用防止教室(1年生)、 生徒指導の共通理解、長期休業前生活指導、三者面談での聞き取り、校内研修
8月	長期休業中生活指導、生徒指導の共通理解、校内研修
9月	生徒指導の共通理解
10月	生徒指導の共通理解
11月	生徒指導の共通理解、DV防止セミナー、授業参観(人権)、人権講演会
12月	後期学校評価アンケート、ひのみね支援学校交流学習会(1年生)、三者面談での聞き取り、 いじめアンケート、長期休業前生活指導、生徒指導の共通理解
1月	学校評価アンケート分析、生徒指導の共通理解
2月	いじめアンケート調査、生徒指導の共通理解
3月	長期休業前生活指導、生徒指導の共通理解、いじめ基本方針見なおし

重大事態への対応マニュアル（学校版）

「いじめ防止対策推進法」における「重大事案」

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

（1）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

（2）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大な事案が発生したことを、上勝町教育委員会へ速やかに報告し、逐次情報の更新をする。

※上勝町教育委員会

上勝町大字正木字平間 1 1 0 - 1 (☎ 0885-45-0111)

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 管理職及びいじめ問題等対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者、教育委員会に対し、事実関係その他をまとめ、報告する。

オ 状況によっては、徳島中央こども女性相談センター児童相談所、小松島市青少年健全育成センター、小松島警察署との連携を図る。

※徳島中央こども女性相談センター児童相談所

徳島市昭和町 5 - 5 - 1 (☎ 088-622-2205)

※小松島市青少年健全育成センター

小松島市南小松島町 1 - 1 6 (☎ 0885-32-1398)

※小松島警察署

小松島市日開野町字崎田 26 (☎ 0885-32-0110)

※指導上の注意事項

※1 事案がいじめかどうかを、まず判断するのは、発見した個人ではなく、**対策委員会による対策会議である。**

※2 聞き取りや指導を進める中で、最終的に、事案がいじめかどうかを判断するのは、**いじめられた本人と保護者である。**

※3 いじめが疑われる事例が起こったときの報告順の徹底

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○通常は<ul style="list-style-type: none">・発見者→生徒指導→教頭→校長→対策会議の開催○生徒指導主事不在時は<ul style="list-style-type: none">・発見者→教頭→校長→対策会議の開催○校長不在時は<ul style="list-style-type: none">・生徒指導・校長不在時は 発見者→教頭→対策会議の開催 |
|--|

※4 対応の注意点

・少しでもいじめの可能性が疑われる事案については、**必ず報告し、管理職は緊急いじめ対策会議**を開催するように指示の徹底

・いじめかどうかを決めるのは「被害生徒と保護者」であって教師ではない。(いじめ防止法第2条)

ただし**被害者は自分がいじめられている場合それを知られたくない、大事(おおごと)にしたい**という心理が働き、**いじめの事実を認めようとしないことが多いことを認識**しておく。

聞き取りの際は、いじめの定義を生徒に示し、いじめは卑劣な行為であるので、いじめられていることは決して恥ずかしいことではないという指導を徹底する。そして被害者も打ち明ける勇気が持てるように指導する。

・思春期の多くの生徒、とりわけいじめられている生徒は「**なりたい自分**」と「**現実の自分**」の間に**大きな差を感じている場合があり、それが不安定を生んでいる**。事情を聞き取るときは、生徒の中の理想と現実の不一致を埋めるように話を聞く。決して「**そのぐらいがなんだ。**」「**だからだめなんだ**」というスタンスになってはならない。(いじめ対応の困難化は初期対応にあると言われる。)

※5 アンケート方法の見直し

学校では思いを書けない生徒がいると判断した場合は、**封筒に入れて家に持って帰らせる**などの工夫をする。

※6 **保護者のネットワーク**は大変強いものがあるので、保護者からの相談をいつでも受け入れるよう準備しておく。

※7 状況によっていじめ報告ボックスを設置する。

※8 いじめゼロを目指す、事実の隠蔽につながることもある。積極的**認知**を考え、早期発見・早期対応を目指す。

※9 重大事態の場合の行動の明確化～全ての職員が「法」と「学校の方針」を理解する。